

新たな在留管理制度に関する検討状況 (中間報告)

平成19年8月1日

在留管理専門部会

在留管理専門部会のメンバー
(敬称略・50音順)

部会長	た が や かずてる 多賀谷一照	千葉大学法経学部教授
	いなづ しげたか 稲津 成孝	静岡県県民部長
	うすい かずなり 薄井 一成	一橋大学大学院法学研究科・法学部准教授
	たけい まさあき 武井 雅昭	東京都港区長
	にしむら ゆみ 西村 弓	上智大学法学部教授
	ふじわら しずお 藤原 静雄	筑波大学法科大学院教授
	やすとみ きよし 安富 潔	慶應義塾大学大学院法務研究科・法学部教授
	やまわき けいぞう 山脇 啓造	明治大学商学部教授

目 次

第1 はじめに

- 1 在留管理専門部会設置の目的
- 2 中間報告書の目的

第2 現行の在留管理制度の問題点及び新たな在留管理制度の目的

- 1 現行の在留管理制度の問題点
 - (1) 法務大臣による在留情報の随時把握が不十分
 - (2) 入管法と外登法の二元的な情報把握の制度の問題
 - (3) その他の問題点
- 2 新たな在留管理制度の目的～法務大臣による一元的、正確かつ継続的な情報把握～
 - (1) いわゆる「線」の管理へ
 - (2) 正確かつ継続的な情報把握のための制度
 - (3) 在留カード（仮称）の交付
- 3 その他の問題点への対応
 - (1) 適法な在留外国人の台帳制度を整備する必要性
 - (2) 混合世帯の的確な把握

第3 新たな在留管理制度の在り方の検討課題

- 1 外国人の在留情報を把握する制度の一元化
 - (1) 一元化の対象者
 - (2) 法務大臣が正確に把握すべき情報の範囲（外国人からの届出）
 - (3) 外国人からの情報の取得方法
 - (4) 情報取得の正確性・実効性担保の在り方
- 2 市区町村との関係
 - (1) 新たな在留管理制度における国と市区町村の役割
 - (2) 市区町村による情報の取得，保有及び利用並びに根拠法令（適法な在留外国人の台帳制度）
 - (3) 戸籍事務との連携の必要性
- 3 在留カード（仮称）の交付
 - (1) 交付方法
 - (2) 記載事項等
 - (3) 携帯義務等
 - (4) その他（罰則等）

4 所属機関から法務大臣への情報提供の在り方

- (1) 教育機関からの情報提供
- (2) その他の所属機関からの情報提供

5 行政機関相互による情報の共有

- (1) 行政機関，情報の範囲及び方法
- (2) 情報の相互照会・提供の根拠

6 法務大臣による情報の保有及び利用の在り方

- (1) 法務大臣による情報の保有の在り方
- (2) 法務大臣による情報の利用の在り方

7 特別永住者の制度に与える影響

参考資料

各種団体・関係者からの意見聴取結果（概要）

1 外国人集住都市

- (1) 静岡県浜松市
- (2) 岐阜県美濃加茂市（平成 1 9 年度外国人集住都市会議座長都市）
- (3) 外国人学校（日伯学園，群馬県大泉町職員の報告）

2 教育関係団体

- (1) 日本学生支援機構
- (2) 全国専修学校各種学校総連合会
- (3) 日本語教育振興協会

3 経済・産業団体

- (1) 日本経済団体連合会
- (2) 日本自動車部品工業会（アイシン精機株式会社）
- (3) 全国中小企業団体中央会

4 労働組合

- (1) 日本労働組合総連合会
- (2) 全日本金属産業労働組合協議会

5 日本弁護士連合会

6 在日外国人関係者

- (1) 日本在住タイ人ボランティアグループ（タウン）
- (2) 全日本中国留学生学友会（中国人留学生団体）
- (3) 在日米国商工会議所

第１ はじめに

１ 在留管理専門部会設置の目的

日本に入国する外国人の数は年々増加しており，平成１８年における外国人入国者数は，約８１１万人と過去最高を更新した。これに伴い，日本に在留する外国人の数も増加の一途をたどっており，平成１８年末現在の外国人登録者数は，約２０８万人と，２００万人を初めて突破した平成１７年末に引き続き，過去最高を更新した。また，外国人が日本に在留する目的も，観光のほか，就労，留学，研修，永住など多様化しており，各種行政において外国人の入国，在留状況を正確に把握することの重要性が増している。

現在，外国人の入国，在留状況については，出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）に基づく入国審査や在留資格の変更・在留期間の更新などの在留審査と外国人登録法（以下「外登法」という。）に基づく外国人登録制度において把握している。しかし，現行制度に対しては，外国人の在留状況の把握と管理が入管法と外登法により二元的に処理され，行政の非効率や外国人の負担が生じているのではないかと，在留外国人の居住状況や就労の実態が必ずしも十分に把握されていないのではないかとといった指摘がなされている。

このような中，政府は，平成１７年７月，犯罪対策閣僚会議の下に「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」を設置し，同チームにおいて，法務省を含む関係省庁が，外国人の在留情報の把握や在留管理の在り方につき検討を行ってきた。平成１８年１２月には，同チームにおける検討状況が犯罪対策閣僚会議に報告され，今後の検討方針として，特別永住者及び短期滞在者等を除いた外国人の在留情報の把握については，法務大臣による入国管理制度に一元化すること，在留期間の途中における事情の変更を法務大臣への届出事項とすること，法務大臣への届出のうち，例えば居住地については市区町村経由とすること，在留許可を化体するものとして在留カード（仮称）を発行すること，在留外国人の所属先（教育機関等）の協力につき適切に措置すること，外国人に関する情報を保有する行政機関相互間において，合理的な範囲で，情報の相互照会が可能な仕組みを構築することなどが示された。（注１）

また，規制改革・民間開放推進会議（現在の規制改革会議の前身組織）においても，外国人の在留管理制度について議論されている。すなわち，まず，平成１７年３月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進３か年計画（改定）」に「在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化」が盛り込まれた。平成１８年３月に閣議決定された「規制改革・民間開放３か年計画（再改定）」においては，在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化として，外国人登録制度の見直し，外国人の在留に係る情報の相互照会・提供，使用者等受入れ機関に対する責任の明確化等がうたわれた。そして，同年１２月には，同会議の第３次答申において，遅くとも平成２１年通常国会

までに関係法案を提出することが求められた。(注2)

以上のような状況を踏まえ、法務大臣が各方面の有識者から、新たな在留管理制度について意見を聴取し、今後の法務行政に活かすため、平成19年2月1日、法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」(以下「政策懇談会」という。)の下に「在留管理専門部会」(以下「専門部会」という。)を設置した。

(注1) その後、同ワーキングチームにおいて検討が行われ、平成19年7月3日、犯罪対策閣僚会議に「外国人の在留管理のワーキングチームの検討結果」が報告された。具体的には、法務大臣による在留情報の一元的把握、所属機関の協力、行政機関の情報の相互照会・提供、正確な在留情報に基づく的確な在留管理といった方向性が示され、市区町村との関係については、市区町村が、外国人住民に係る住民行政の基礎とするため、外国人に関する情報を保有、管理、利用できる仕組みについて、内閣官房の調整の下、新たに総務省及び法務省その他関係省庁による検討の場において具体的な検討を行うことが提案された。

(注2) 第3次答申を踏まえて、その後、平成19年6月22日、「規制改革推進のための3か年計画」が閣議決定され、在留外国人の入国後のチェック体制の強化について、第3次答申と同様の内容が盛り込まれた。

2 中間報告書の目的

専門部会においては、平成19年2月1日に開催された政策懇談会との合同会合以降、同年7月12日開催の第9回会合まで、月に1、2回の頻度で会合を開き、延べ約20時間にわたり、各メンバーが意見を交換し、議論を行ってきた。同年4月27日及び同年5月10日には、東京入国管理局の在留審査部署及び外国人登録証明書調製部署等並びに東京都港区役所の外国人登録担当窓口を視察して、入国管理行政及び外国人登録事務の実情を調査した。また、同月14日開催の第5回会合から同年6月22日開催の第8回会合まで、4回にわたり、外国人の在留管理の検討に当たって関係のある団体や関係者から広く意見聴取を行った。

その結果、現行の在留管理制度の問題点や今後検討すべき課題等が明らかになってきたため、これらをまとめて中間報告として政策懇談会に報告し、同懇談会においても議論していただくことが有益であると考え、本中間報告書を取りまとめたものである。

第2 現行の在留管理制度の問題点及び新たな在留管理制度の目的

1 現行の在留管理制度の問題点

(1) 法務大臣による在留情報の随時把握が不十分

いわゆる「点」の管理の問題

入管法上、在留外国人の管理は入国時や在留期間満了時に審査を行ういわゆる「点」の管理となっており、その間には在留資格の取消し事由や退去強制事由に該当すれば、これらの処分が行われるにすぎない。外国人は、転職（退職）や転校（退学）等在留期間の途中における事情の変更につき、法務大臣に報告する義務はなく、外登法上も、留・就学生の通学先は登録事項となっていない。法務大臣には、市区町村長から受ける外国人登録の報告に関して調査を行う権限が定められていない。そのため、法務大臣は、これら事情の変更を十分に把握できておらず、事情の変更が在留資格の取消し事由等に該当する場合に然るべき処分を行うという適正な在留管理も必ずしも十分に行えていない。

外国人本人の申請のみに基づく外国人登録制度の問題

外登法上、居住地や勤務先の名称・所在地は登録事項になっており（ただし、永住者は、勤務先の名称・所在地が登録事項となっていない）、これらの事項に変更があれば変更登録の申請をする義務が定められている。しかし、

ア 虚偽申請や申請義務違反に対しては、罰則が定められているものの、在留資格の取消しや退去強制等の入管法上の処分と直接関連していないこと

イ 市区町村長による事実の調査は、登録の申請があった場合にのみ可能で、登録後に調査を行うことは定められていないこと

ウ 仮に市区町村長が登録事項が事実と異なることを知っても、職権で変更登録することができないこと

から、正確な登録が行われるためには、外国人本人による適切な申請を待つほかない。

(2) 入管法と外登法の二元的な情報把握の制度の問題

法務大臣(入管法)と市区町村長(外登法)の二重の情報把握・管理による問題

外国人の在留情報は、入管法に基づく入国・在留関係の許可手続時と外登法に基づく外国人登録時に把握しているため、法務大臣と市区町村長とで二重に情報が把握、管理されている。また、外登法の対象が短期滞在者から特別永住者さらには不法滞在者まで幅広いにもかかわらず、登録事項がほぼ一律に近くなっている。そのため、法務大臣が、在留資格に応じた的確に在留情報を把握し、適正な在留管理を行うことが必ずしも十分ではないのみならず、行政の非効率や外国人の負担も生じている。

不法滞在者への外国人登録証明書交付の問題

本来在留が認められない不法滞在者が外国人登録の対象となり、登録を行えば外国人登録証明書が交付され、外国人登録原票記載事項証明書の交付も受けられる。そのため、一般人がこれら証明書を見て正規滞在者と誤解したり、これら証明書が預金口座の開設や携帯電話の契約等における本人確認書類として使われるなどして、不法滞在者の在留継続を容易にしている。

(3) その他の問題点

外国人登録制度の目的と実際の運用との齟齬による限界

外国人登録制度は、在留外国人の居住関係及び身分関係を明確にし、公正な管理に資することを目的としている。ところが、外国人については、住民たる地位に関する記録であり住民に関する事務処理の基礎となる住民基本台帳の制度の適用がないことから、市区町村は、事実上、外国人登録を行った外国人を住民として把握し、外国人登録の情報を各種行政サービス提供の基礎としている。

しかし、日本に在留する外国人を対象とした外国人登録制度と市区町村の住民を把握するための住民基本台帳制度は制度及びその目的が異なるため、市区町村が、外国人登録の情報に基づき外国人に行政サービスを提供するに当たり支障が生じている。例えば、再入国許可により長期出国中の者や出国はしていないが所在不明の者については、市区町村の区域内に居住していないことのみを理由に外国人登録原票を閉鎖することはできず、外国人登録上居住している旨の記録が残るため、市区町村において、その者についての課税、国民健康保険、就学等の事務が発生し、負担になっているとの指摘がある。

混合世帯の問題

国際結婚件数は毎年増加を続け、今日では17組に1組に及ぶが、市区町村において、日本人は住民基本台帳制度、外国人は外国人登録制度と、それぞれ異なる制度の対象となるため、日本人と外国人が結婚した世帯等1つの世帯に外国人と日本人が含まれる世帯（以下「混合世帯」という。）については、いずれの制度においても1つの世帯として把握することが困難となっている。そのため、実態としては1つの世帯であるにもかかわらず、外国人登録上の世帯主と住民基本台帳上の世帯主が異なり、その結果、児童手当の支給等円滑な行政サービスの提供を行う障害となっているほか、混合世帯の構成員が、同居の家族・親族を対外的に証明する場合にも支障が生じているとの指摘がある。

2 新たな在留管理制度の目的～法務大臣による一元的，正確かつ継続的な情報把握～

(1) いわゆる「線」の管理へ

日本に中長期間在留する外国人の入国・在留情報については，法務大臣が，一元的に，正確かつ継続的に把握するシステムを確立し，的確な在留管理を行えるようにするとともに，行政の効率化や外国人の負担軽減を図る。

(2) 正確かつ継続的な情報把握のための制度

外国人は，在留情報（新規・変更を含めて）を法務大臣に随時届け出る義務を負うこととし，

ア 届出義務不履行や虚偽届出といった届出に関する違反に対しては，罰則を定めるだけでなく，在留期間の更新等の審査で考慮するなど入管法上の処分と関連させること

イ 法務大臣の事実の調査権限を強化すること

などについて検討し，届出が適切に履行されるようにする。

法務大臣は，外国人本人が届け出た情報と外国人の所属機関や関係行政機関から提供された情報とを突き合わせるなどして，情報の正確性を向上させる。

(3) 在留カード（仮称）の交付

法務大臣が，在留の許可を受けた外国人に，許可書として在留カード（仮称）を交付することとし，不法滞在者には，外国人登録証明書のような，日本で生活する上で身分証明書となり得るものは交付しない。

3 その他の問題点への対応

上記2の目的を実現するために，新たな在留管理制度を検討するに当たっては，市区町村との関係において生じるその他の問題点に配慮する必要がある。問題点の解決のためには，関係省庁においても検討が進められることが望まれる。

(1) 適法な在留外国人の台帳制度を整備する必要性

外国人登録制度の目的と実際の運用との齟齬を解消するためには，同制度を抜本的に見直し，外国人の出入国・在留管理を行う法務大臣と，住民たる地位に関する正確な記録を整備して住民行政を行う市区町村長のそれぞれの役割を明確に位置付ける必要がある。「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）においては，「外国人の身分関係や在留に係る規制については，原則として出入国管理及び難民認定法に集約し，現行の外国人登録制度は，国及び地方公共団体の財政負担を軽減しつつ，市区町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して，その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から，住民基本台帳制度も参考とし，適法な在留外国人の台帳制度へと改編する。」とされている。これを踏まえ，具体的には，市区町村長が，住民たる外国人につき，

法務大臣から身分事項等の情報の提供を受けるなどしてその情報を取得し、これを基に世帯ごとに編成した台帳を作成し（適法な在留外国人の台帳制度）、当該台帳に基づき各種行政サービスを円滑に提供できる仕組みとすることが望まれる。

（２） 混合世帯の的確な把握

上記（１）の適法な在留外国人の台帳制度の構築に当たっては、住民基本台帳制度との関係を考慮しながら、混合世帯（日本人世帯又は外国人世帯から混合世帯への移行及びその逆も含む。）を、実態に即して的確に把握できる仕組みとすることが望まれる。

第3 新たな在留管理制度の在り方の検討課題

専門部会における議論は未だ完了していないため、新たな在留管理制度の在り方を考える上での検討課題を論点として以下に示すにとどめ、今後、詳細を検討していくこととしたい。

1 外国人の在留情報を把握する制度の一元化

(1) 一元化の対象者

基本的に、入管法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人が対象であり、日本へ在留するに至った歴史的経緯が他の外国人と異なり、入管法上の在留資格を有しないで在留する「特別永住者」については、一元化の対象外とする。また、短期間で日本から出国することが予定されている「短期滞在」者も対象外とする（注3）。一方、現在も外国人登録の対象外となっている「外交」及び「公用」の在留資格での在留者や、現在は外国人登録の対象者となっている一時庇護のための上陸許可者、仮滞在許可者等については、一元化の対象とするか否かをなお検討する必要がある。

（注3）「短期滞在」者については、「中長期間在留」する者ではないので、適正な在留管理の観点から、外登法の対象からも除かれ、したがって外国人登録証明書は交付されない。また、一元化の対象外とするので、在留カード（仮称）も交付されない。

(2) 法務大臣が正確に把握すべき情報の範囲（外国人からの届出）

外国人からの届出により、法務大臣が正確に把握すべき情報としては、以下の項目が考えられるが、在留管理上の必要性和個人情報の保護を比較衡量の上、どこまで把握するかをなお検討する必要がある。

身分事項

身分事項としては、氏名、生年月日、性別、国籍が最低限度必要となる。その他、適正な在留管理のために外国人の生活実態を把握する必要性等から、婚姻・離婚事実、在日親族なども把握する必要があるか。

居住地

世帯主の氏名・続柄等

法務大臣が在留管理のために把握する必要があるか。

なお、市区町村は、住民行政のために継続的な把握を希望している。

所属機関の名称・所在地

いかなる情報を届出事項とするか。例えば、所属機関（本店）の名称・所在地か、実際に所属している支店等の名称・所在地もか、実際に本人が活動している場所までか（請負契約で働くいわゆる一人親方については所属機関が明確ではない）。また、すべての外国人について所属機関を届出事項とするか、別表第2の在留資格で在留する外国人について、生活状況として勤務先又は場所を届出事項

とするか。

所属機関等における職種・地位等，報酬等の労働条件

それぞれ具体的に，各種の在留資格で在留する外国人の，いかなる情報を，いかなる頻度で把握する必要があるのか。

外国人子弟（特に，義務教育相当年齢にある者）の就学状況（就学の有無，就学先）についても，法務大臣が在留管理上把握する必要があるか。

（３） 外国人からの情報の取得方法

外国人本人からの情報取得の方法を検討する必要がある。例えば，居住地は市区町村へ届け出て，その他は地方入国管理局へ届け出ることとするか。外国人の負担軽減のために，郵送又は電子申請による届出や代理届出を認めるか。

（４） 情報取得の正確性・実効性担保の在り方

外国人本人からの届出情報と所属機関や行政機関から提供を受けた情報を突き合わせることで情報の正確性を向上させる必要がある。

法務大臣の調査権限を強化する必要があるとした場合，いかなる場合に調査権限を行使できることとするか，調査の対象や調査権限の内容をどう定めるか，調査妨害等に罰則を科すかを検討する必要がある。

さらに，仮に，新たな在留管理制度において，市区町村長の調査権限を規定した場合，当該調査権限との関係を検討する必要がある。

届出に関する違反（届出義務不履行，虚偽届出）に対する罰則や入管行政上の対応の在り方を検討する必要がある。

２ 市区町村との関係

（１） 新たな在留管理制度における国と市区町村の役割

居住地の情報については，市区町村における即時把握の必要性や外国人の利便等を考慮して，地方入国管理局ではなく，居住することとなる市区町村の窓口へ届け出ることが望ましい。

市区町村長が居住地の届出を受けるとした場合，当該事務の性格（法定受託事務か自治事務か）が問題となる。

法定受託事務とした場合には，法務大臣に対する届出の経由事務とするか，届出事項は居住地に限るか，世帯主の氏名・続柄等も加えるか，市区町村長に届け出る事項を地方入国管理局に届け出てもよいとすることは適当か，市区町村長に届け出られた事項を市区町村長から法務大臣へ報告する場合，市区町村長が定める個人情報保護条例との関係をいかに調整するか，届け出られた事項に対する市区町村長の調査権限を設けるかなどを検討する必要がある。

自治事務とした場合には，全国で統一的な取扱いとなるよう，関係省庁におい

て、法的根拠等について検討が進められることが望まれる。

(2) 市区町村による情報の取得、保有及び利用並びに根拠法令（適法な在留外国人の台帳制度）

法務大臣から市区町村長への情報提供

「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果について」（平成 19 年 7 月 3 日犯罪対策閣僚会議資料）では、「市（区）町村は、外国人住民に係る住民行政の基礎とするため、法務大臣が収集・管理する外国人に関する情報のうち、人定事項（氏名、生年月日、性別、国籍）、居住地、世帯情報、在留期間、在留資格など一定範囲の情報について、法務大臣から提供を受けるなどして、保有・管理・利用できることとする。」としている。この提案を具体化するためには、上記の情報提供に係る法的根拠、情報の項目、提供の頻度、提供の方法、情報セキュリティ対策を検討する必要がある。

適法な在留外国人の台帳制度の在り方

市区町村長が、法務大臣から情報の提供を受けるなどして住民たる外国人の情報を取得し、これを世帯ごとに編成して、台帳を作成し（適法な在留外国人の台帳制度）、この台帳に基づき各種行政サービスを円滑に提供できるようにする必要がある。当該台帳制度はどのようなものであることが望ましいか、同台帳においては、法務大臣による一元的な情報把握の対象となる外国人のみならず、「特別永住者」、在留資格「外交」及び「公用」で在留する者も対象とすべきであるか、また、いわゆる混合世帯の構成をいかに的確に把握するかなどについて関係省庁における検討が待たれる。

(3) 戸籍事務との連携の必要性

市区町村長が行う戸籍事務における、外国人の婚姻、離婚、死亡等の届出の情報について、法務大臣が在留管理上把握する必要があるとした場合、市区町村長（戸籍事務）と法務大臣（入国管理局）との連携の在り方を検討する必要がある。

3 在留カード（仮称）の交付

法務大臣は、上陸・在留の許可を受けた外国人に対し、許可書として在留カード（仮称）（以下「カード」という。）を交付する。

(1) 交付方法

許可書として交付することから、その法的性格等について検討する必要がある。

ア 上陸許可、在留の諸許可の表示・証明手段、かつ、在留資格を証明する文書とするか。許可に伴うカードの交付は、許可の効力発生要件とするか。

イ 外国人からのカード交付申請行為は不要であり、許可に伴って法務大臣が交付する文書とするか。

ウ カードの有効期限は、在留期限と一致させるか。また、永住者の場合、有効期限はどうするか。

交付方法について、以下の場合が想定される。なお、交付に伴い、手数料を徴収するか各々検討する必要がある。

ア 上陸する海空港の地方入国管理局で交付する。この場合、その後の市区町村への居住地届出の履行担保をいかに確保するかが検討課題となる。

イ 在留資格の変更、在留期間の更新及び在留資格の取得並びに永住許可等の各許可に伴い、地方入国管理局で交付する。

ウ 紛失等でカードを失った場合又はき損・汚損の場合、地方入国管理局で再交付申請を行わせ、再交付する。

(2) 記載事項等

記載事項

カード番号、カードの有効期限、氏名、生年月日、性別、国籍、在留資格、在留期限、顔写真は最低限必要である。その他に、居住地、婚姻・離婚事実などその他の身分事項、勤務先その他所属機関の名称・所在地、所属機関における職種・地位等を記載事項とするかを検討する必要がある。

記載方法

カードの記載事項に変更や訂正が生じた場合、それをどの機関がどのようにカードに反映させるかを検討する必要がある。

機能・体裁

偽変造対策として、例えば、運転免許証と同様にＩＣチップを登載するか、仮にＩＣチップを登載する場合、チップ内に登載する事項は、カードの券面記載事項と同じか、券面記載事項以外の事項も登載するか、ＩＣチップ内の情報につき、どの機関が、どの範囲の情報を読み取れるようにするか。また、不法就労防止等の観点から、在留資格の類型ごとにカードの色を変えることも検討する必要がある。

(3) 携帯義務等

携帯・提示義務

携帯・提示義務を課し、カードを携帯している場合は、旅券等の携帯義務を免除することとするかを検討する必要がある。

返納及び失効

カードの返納事由、失効事由をいかに設定するか、カードの失効事実を市区町村長等に知らせる必要があるとした場合、どの機関に対し、どのような方法で知らせるかについては、適法な在留外国人の台帳制度の在り方とも関連して検討する必要がある。また、カードの有効期限を設定し、一定期間ごとにカードを切り

替えることとするかも検討する必要がある。

(4) その他(罰則等)

カードに関連するいかなる違反行為(携帯・提示義務違反, 偽変造や不正利用を助長する行為等)に罰則を科すか, また, これら違反行為に対する入管行政上の対応の在り方を検討する必要がある。

4 所属機関から法務大臣への情報提供の在り方

改正雇用対策法により, 外国人を雇用する事業主は, 厚生労働大臣に外国人労働者の雇用状況に係る情報を届け出なければならず, 厚生労働大臣は, 法務大臣から, 入管法又は外登法に定める事務の処理に関し, 外国人の在留に関する事項の確認のための求めがあったときは, 当該情報を提供する枠組みができたところである。

上記外国人雇用状況届出の対象以外の外国人が所属する機関から法務大臣への情報提供の在り方については, 次のとおり検討する必要がある。

(1) 教育機関からの情報提供

「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)において, 「就学生や留学生が学ぶ教育機関に対して, その在籍状況を地方入国管理局向けに定期的に報告することを任意で求めている取扱いを, 出入国管理及び難民認定法の関連法令へと格上げを図り実効性を高める。」こととされている。就学生や留学生が学ぶ教育機関から情報提供を受ける仕組みを制度化する場合, 個別の照会を前提とせずに提供を求めるとするか, 情報の範囲, 提供を受ける頻度, 提供の方法(根拠), 履行担保の方法の在り方等を検討する必要がある。また, 就学生や留学生以外の外国人が在学する教育機関(「定住者」, 「日本人の配偶者等」, 「永住者」, 「家族滞在」等の在留資格で在留する子どもが通学する小学校や中学校など)から情報提供を受けられるようにするかも検討する必要がある。

(2) その他の所属機関からの情報提供

雇用関係のない外国人が所属する機関(研修生の受入れ機関等)から情報提供を求めるとした場合, いかなる機関から情報提供を求めるか, また, 外国人の経営する一人会社のような形態の場合にも, 当該会社から情報提供を求めるか。これらの場合において, 情報提供を求めることとしたときには, 個別の照会を前提とせず情報提供を求めるか, 情報の範囲, 提供を受ける頻度, 提供の方法(根拠), 履行担保の方法の在り方等について検討する必要がある。

5 行政機関相互による情報の共有

(1) 行政機関, 情報の範囲及び方法

改正雇用対策法に基づき, 厚生労働大臣から法務大臣に情報が提供されること

については前述した。その他に，法務大臣（入国管理局）自体を含めて，いかなる行政機関が，他のいかなる行政機関が保有する，外国人に関するいかなる情報を必要としているかを検討する必要がある。

それぞれの行政機関が保有・管理するデータベース相互間の情報提供の方法（個別照会，包括照会，オンライン照会など），情報セキュリティ対策を検討する必要がある。

（２） 情報の相互照会・提供の根拠

外国人に関する情報の相互照会・提供を行う場合，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）との適合性を検討する必要がある。

6 法務大臣による情報の保有及び利用の在り方

（１） 法務大臣による情報の保有の在り方

在留情報の正確性の確保

法務大臣は，行政機関個人情報保護法に基づき，保有個人情報の正確性を確保する措置を講じる努力義務があるが，それを越えて，在留外国人の公正な在留管理を行うため，在留情報を常に正確に把握すべき責務を負うこととするかを検討する必要がある。

在留情報の開示請求等

法務大臣は，外国人から自己を本人とする在留情報に関する開示，訂正及び利用停止の請求があった場合，行政機関個人情報保護法に基づき対応するか，それを越えて，保有している在留情報を証明する制度を設けるかを検討する必要がある。

情報セキュリティ対策

法務大臣は，行政機関個人情報保護法に基づき，外国人からの届出や所属機関・行政機関からの情報提供により取得した情報を保有するに当たり，漏えいや改ざん等を防止するため，いかなる措置を講じるべきかを検討する必要がある。

（２） 法務大臣による情報の利用の在り方

新たな在留管理制度において，法務大臣が把握する外国人の在留状況等の情報を，入国・在留審査，在留資格の取消し，退去強制等の在留管理にいかに活用していくかを，「規制改革推進のための３か年計画」（平成１９年６月２２日閣議決定）を踏まえた法務省における「在留資格の変更，及び在留期間の更新許可のガイドライン化」の検討に併せて検討する必要がある。また，「点」の管理ではなく，「線」としての管理を実効的にするために，法務大臣への届出に関する違反やカードに関連した違反行為などがあれば直ちに在留資格の取消しや退去強制に

するのではなく，例えば，一定期間内に違反の是正を求め，是正されなかった場合に在留資格の取消し等へ移行するような仕組みを新たに設けるかを検討する必要がある。

7 特別永住者の制度に与える影響

新たな在留管理制度が，対象外となる特別永住者の制度にいかなる影響を与えるか検討する必要がある。具体的には，特別永住者につき，現行の外国人登録制度を維持するか，適法な在留外国人の台帳制度を特別永住者にも適用するか，仮に，特別永住者の外国人登録制度を維持しつつ，適法な在留外国人の台帳制度を特別永住者にも適用するとした場合の，両制度の関係の在り方を検討する必要がある。

参 考 資 料

各種団体・関係者からの意見聴取結果（概要）

専門部会においては、新たな在留管理制度の在り方について検討するに当たり、在留外国人と関係がある各種団体・個人から幅広く意見を聴取し、各界の実情を把握する必要があるとの認識で一致した。そこで、市区町村のうち、特に外国人が多く居住し、様々な問題に直面している外国人集住都市から、静岡県浜松市、岐阜県美濃加茂市及び群馬県大泉町の外国人学校、外国人留学生の支援や教育に関わる団体として、日本学生支援機構、全国専修学校各種学校総連合会及び日本語教育振興協会、外国人を雇用する企業の立場から、日本経済団体連合会、日本自動車部品工業会及び全国中小企業団体中央会、労働者の立場から、日本労働組合総連合会及び全日本金属産業労働組合協議会、法曹の立場から、日本弁護士連合会、日本に在留している外国人の立場から、タイ人ボランティアグループ及び全日本中国留学生学友会、また、外国企業の立場から、在日米国商工会議所の合計１５団体・関係者から意見を聴取した。以下、その概要を紹介する。

１ 外国人集住都市

（１） 静岡県浜松市

外国人労働者は高度人材に限定しているという建前と、国内での活動に制限のない「定住者」、「日本人の配偶者等」という在留資格により日系人の単純労働者を受け入れているという実態との矛盾がある。

在留資格の内容に変更（離婚により日本人又は日系人の配偶者でなくなった場合）があっても、付与された在留期限までは滞在できるのは問題である。

定住（長期滞在）の実態が外国人登録に反映されていない。

外国人の子供のうち、約２割が不就学と推定されていたことから、２００４年７月から９月にかけて、浜松市に外国人登録をしている義務教育相当年齢にあたる外国人の子供１，８９９人について戸別訪問調査を実施したところ、そのうちの約２割にあたる３６８人が登録居住地から転出していた、登録居住地に居住を確認できない、あるいは出国していたことが判明した。

在留資格が「短期滞在」や「なし」であっても外国人登録をすることができる（登録証明書が発行される）ことは問題である。一般的には、登録証明書はイコール合法的滞在と解釈されているため、登録証明書を保持していることで雇用したり、民間住宅入居等の各サービスを享受することができ、結果的に不法就労、不法滞在を増加させている。

外国人登録制度には転出届がないため、国民健康保険証の回収ができず、医療機関から（転出前の市区町村へ）過誤請求が行なわれ、その結果、医療費の未集金が

発生する。

転入先では国民健康保険や児童手当の手続が円滑にできない（児童手当の過払い）。市民税の未収が発生している。

再入国許可を受けて出国している間は外国人登録の住所の変更を行う必要はなく、入国管理局から市区町村に一時出国の情報は提供されない。これらの者は、居住実態のない外国人登録になっている。再度、日本に来て、従前の住所地に戻らないことも多い。

外国人の氏名についてはパスポートと登録証明書では、順序が異なるため、同一人と解釈されない等の誤解が生じやすい。

新たな在留管理制度としては、国籍、氏名、在留資格等の正確な身分記録は、国（入国管理局）が責任をもって管理し、住所移動・世帯移動等を把握する住民としての正確な記録は、市区町村が管理し、適正な行政サービスの提供等に役立てることが望ましい。

住民を把握する制度が、住民基本台帳と外国人登録の二つの制度に分かれているために、世帯等の把握に支障が生じている。特に日本人と外国人のいわゆる混合世帯においては、実際には、外国人が世帯主にも関わらず、住民基本台帳上は、日本人の配偶者又は子供が世帯主となっているので、国民健康保険、児童手当、就学等の個別事務において支障を来している。

（２） 岐阜県美濃加茂市（平成１９年度外国人集住都市会議座長都市）

外国人登録には転出届がなく、転出事実を即時に把握できないので、国民健康保険や児童手当等をただちに停止することができない。ただし、転出届を制度化しても、単身者については、国民健康保険や子どもの児童手当、就学等のサービスを受ける必要性が少ないことから、日本人でも学生が住所の変更を行わないのと同様に、転出届は出さないと思われる。解決策としては、例えば、雇用主等が責任をもって手続を行わせるようにする方法もあるのではないかと。

外国人登録には、既婚・未婚の区別がなく、また、日本における婚姻の事実が本国に通知されることもないため、外国人同士の日本国内での婚姻は、何回でも繰り返すことが可能になっている。

（３） 外国人学校（日伯学園，群馬県大泉町職員の報告）

町と外国人学校は極力連携をとる努力をしているが、制度上、教育委員会（町）とは一切関係がない。したがって、町として外国人学校に通う子供やその家族の情報について常時把握できるわけではない。

登録上の居住地と実態の乖離はあると思うが、詳細は分からない。外国人は、国民健康保険を使いたいとか運転免許を取得したいといった必要性がないと居住地の変更登録をしないという事情もあると思われる。

外国人の子供は、小学校までは何とかついていけるが、中学校にいくと、急に学習が難しくなりついていけなくなる子が多い様である。外国人学校に行った方がいい場合もある。高校まで進学するためには、本人や家族の意識と努力が必要である。教育内容に興味の無い親も多く、学校任せにしている。託児所が特に問題で、長時間預けることが大きな目的である親は、子供のしつけや生活指導をほとんどしていないので、マナーや基本的な生活習慣が確立されていない様である。

2 教育関係団体

(1) 日本学生支援機構

在留管理制度の見直しは、在留外国人への行政サービスの向上、負担の軽減という観点から行うべきである。

現行行われている外国人学生の在籍状況等の入国管理局への報告を、関係法令へ格上げすることについては、異存はない。

在留情報把握の制度の一元化や在留カード（仮称）の発行に異存はないが、窓口が入国管理局になることで、申請者等の利便性が低下するのでは困る。

(2) 全国専修学校各種学校総連合会

在留情報把握の制度の一元化には反対ではないが、制度を変えるのであれば、留学生を受け入れる教育機関としても、留学生としても、公正で平等な制度にする必要がある。具体的には、

入国管理局の窓口はいつも混雑していて、審査に時間がかかるので、学校単位で一括して代理で届け出るような仕組みを作してほしい

専門学校卒業生の就職の門戸をもっと広げてほしい
といった要望がある。

(3) 日本語教育振興協会

不法残留者を雇用することのないよう、雇用主に対し、外国人を雇用する際に在留資格を確認することを徹底させるための措置をお願いしたい。

日本語教育機関から、毎月、犯罪や所在不明等の発生状況の報告を求め、必要があれば指導するなどして、学生の管理を徹底させているが、入国管理局からの情報も必要であり、今後は、情報提供をお願いしたい。

就学生等が退学した場合、直ちに帰国させることができるような措置をとってほしい。

学生の在留資格は、「就学」と「留学」の2つに分かれているが、「就学」を「留学」に一本化してほしい。

アルバイトの資格外活動許可について、留学生は1週間28時間以内、就学生は1日4時間以内となっているほか、夏休み中の取扱いについても差異がある。就学

生についても，留学生と同じ扱いとしてほしい。

各国と競って優秀な学生を確保するために，在留資格認定証明書の交付申請等の審査期間を短縮してほしい。特に，不法残留の問題の少ない国等については，早急にお願いしたい。

3 経済・産業団体

(1) 日本経済団体連合会

経団連の「外国人材受入問題に関する提言」(平成17年4月)及び「外国人材受入問題に関する第2次提言」(平成19年3月)において，在留管理・就労管理は重要課題のひとつと位置づけられている。

外国人材を積極的に受入れていくためには，外国人が満足して働き，快適に生活できるようにすべきであり，その前提として，外国人が義務を履行，権利を享受し，適切かつ合法的に働くことのできる環境を整備する必要がある。

治安の悪化や地域社会でのトラブル増加といった懸念から外国人の受入に不安があるため，これを払拭するために，外国人の在留・就労管理について法的・制度的な基盤整備を早急に進めることが重要課題の一つと考えている。

その際，制度の安定性や実効性を確保するために，外国人本人にとっても，外国人を雇用する事業者にとっても，各種登録・届出等の手続が過度な負担となることのないよう，簡素で効率的なものとするとともに，制度間の連携を図ってもらいたい。

改正雇用対策法の外国人雇用状況届出を出入国管理行政や，各地域での就労場所の把握，社会保険の加入徹底等に活用すべきである。同改正法施行に際しては，経団連として，会員企業に周知徹底を図っていくとともに，請負・派遣業者に働きかけを行っていききたい。

外国人登録制度を見直し，住民基本台帳制度(ネットワーク)との融合を図り，世帯単位での管理をすべきである。

外国人雇用状況届出や外国人登録，出入国管理の情報を相互に照会可能となるようにすべきである。これにより，外国人の居住状況をよりの確に把握し，外国人に対する行政サービスの充実につながることが期待される。

改正雇用対策法にあるように，雇用状況届出と在留管理との連携は必要であると考え。必要に応じ，同様の規定を他法令にも拡充し，関係省庁間の情報共有と連携を図るべきである。

また，転出届を義務付けるとともに，その実効性を確保するために，これらの遵守状況を在留期間更新等の審査等とリンクさせるという手法も有効ではないか。同時にこうした在留資格手続の審査基準のガイドライン化，許可・不許可事例の公表

等を進め、手続の透明性の向上を図るべきである。

外国人が我が国で快適に働き、生活し、年限がきたら本国に戻るというローテーション型の外国人材受入れを進めていくべきである。その前提として、在留管理、企業の就労管理はきっちりと行い、外国人に対し、日本では不法就労はできないということを明らかにする社会基盤を作っていく必要がある。

(2) 日本自動車部品工業会（アイシン精機株式会社）

現在、登録証明書は、携帯電話やアパートの契約、銀行口座の開設時に住民票の代わりとして使用され必要不可欠なものである。また、児童手当受給や公共施設利用時などにおいても身分証明書の代わりとして使われている。新たな在留管理制度において、在留カードを発行するようだが、これと従来の登録証明書との関係はどのようなものになるのか。

従来の登録証明書が持っていたメリットについては、在留カードに引き継がれるよう、手続きに関しては、従来よりも煩雑にならないよう配慮してもらいたい。また、申請者の利便性の向上についても検討してほしい。

(3) 全国中小企業団体中央会

入国管理局というと「取締り」のイメージが強く、市区町村は行政サービスの提供主体という色彩が強いという印象を持っている。今回の新たな在留管理制度では、入管に情報等を一元化し、取締りの強化ばかりが強調されている点が気がりである。中小企業は地域社会に密着しており、在留情報について、外国人に対する市区町村の適切な行政サービスの充実につなげていくことが重要である。

住所情報について、どのようにしてその正確性を担保し、各自治体における行政サービスに活かしていくのかが一つの課題ではないか。行政サービスという点を考えるとき、まずは、各自治体が外国人の正確な住所を把握することが重要であり、仮に企業の側にそれを求めるのであれば、それは負担が大きく困難である。

研修・技能実習制度については、廃止するのではなく運用の適正化で対応し、制度を充実させていくべきである。悪質なブローカー等の制度悪用については、きちんと対処していくべき。団体監理型の廃止意見があるが、中小企業はこの仕組みがないとなかなか対応できない。

4 労働組合

(1) 日本労働組合総連合会

外国人雇用状況届出制度により集めた情報を、法務省に提供することに懸念はあるが、人権・プライバシーに配慮した上で、在留管理に利用することまでは否定しない。事業主がいかに外国人であることを認識し、届出するのは今後の課題としてとらえている。

改正雇用対策法による外国人雇用状況届出制度でも漏れてしまう人達がいる。日系人の多くが請負や派遣として働いているが、法律の施行により、届出義務から漏れる「一人親方」として働く日系人が増加することを懸念している。一人親方の扱いをどうするか、法務省のこの部会で検討する必要がある。

就労資格が無くても労働諸法は適用されており、雇用保険や労災保険の未加入、未払賃金等の請求については、円滑に行えるよう議論してほしい。

外国人登録を在留カードとすることは、組織として議論していないが問題ないと思う。ただし、発行に当たっては偽造防止対策を徹底する必要がある。

在留資格の取消しについては、例えば解雇の妥当性等で争いがある場合等について、一定の配慮をする必要がある。

居住地や勤務先の変更の届出をきちんとさせるためには、その届出をすることにより何らかのメリットがあるような仕組みとすべきである。

新たな台帳制度では、転居や出入国を何度も繰り返す人達も的確に把握できるようにすべきである。

特別永住者については、住民基本台帳を準用してもいいのではないかな。

(2) 全日本金属産業労働組合協議会

金属労協は、日本の金属産業の大産業別労働組合組織であり、「電機連合」、「自動車総連」、「JAM」、「基幹労連」、「全電線」で構成されている。外国人を含めた非正規社員の組織化を積極的に進めようとしている。ただし、金属産業は製造現場であり、パートやアルバイトのような直接雇用の非正規社員より、派遣や請負といった間接雇用が多いので、他の産業に比べ組織化が難しいのが組織の現状である。その中で現場から以下のとおり聴取した。

外国人労働者に頼った生産体制となっているために、技術や技能が日本人に継承されていない。日本のものづくりの強みは「現場」にあるので、現場の声を大事にして、長期安定雇用を支えられた技術・技能を大事にしていくべきである。

事業主は、日系人を中長期的戦力と考えておらず、将来的な生活設計に不安がある。就労制限がないので、定着を想定した受入れ体制を構築すべきである。一方、日系人労働者（定住者）について、犯罪履歴のある者に対する入管法上の取扱いを厳格にし、一定の日本語能力を入国の際の要件とするほか、就労の安定性や子弟教育、社会保険加入等を在留期間の更新の要件とすべきである。

ベトナム等の送出し国の労働組合では、日本で働く自国労働者の状況を懸念している。

短期外国人就労制度案については、日本人と外国人の二分化、劣悪・低賃金の放置、産業高度化の阻害、国際競争力低下等につながるおそれがあり、導入すべきではない。また、帰国後の就職について配慮がなく反対である。

外国人研修・技能実習制度については、技術・技能を発展途上国に移転し、人づくりに寄与するという制度本来の趣旨が機能するように、制度整備、運用改善を行うべきである。具体的には、次の事項を要望する。

- ・団体監理型にも「５％ルール」を適用させる。
- ・技能実習に移行できない職種・作業は、団体監理型での研修を認めない。
- ・団体監理型の研修生・技能実習生が、自らの意思で受入れ先を変更できるシステムを構築する。
- ・ＪＩＴＣＯの地方駐在事務所を拡充し、チェック体制を強化する。
- ・企業単独型、団体監理型を問わず、生活指導員・研修指導員を専任にする。
- ・研修生も労働者として位置づけ、労働法、社会保障制度の対象とする。
- ・不正行為を行った受入れ企業・団体の新規受入れ禁止期間を５年間とする。
- ・再入国・再実習は企業単独型のみに認める。
- ・技能実習の対象職種拡大は慎重に。

５ 日本弁護士連合会

新たな在留管理制度における外国人の情報の取得、保有、利用については、プライバシー権、自己情報コントロール権の観点から、規制目的との関連性があるかどうか、対象事項、人的範囲、保有期間等が必要最小限のものであるか、取得目的と異なる利用を予定していないかなどの点に留意すべきである。また、外国人に対する差別的取扱いの禁止の視点、多文化共生社会の視点を持つべきである。

入国管理制度との関係で、入国時に採取した指紋等の個人識別情報を在留管理制度の中でどう活用するのか（また、しないのか）、本来テロリストの入国防止が目的のこれらの情報を在留管理全般に活用するという問題があり、入国時のチェックを終えて入国した全ての外国人の指紋が犯罪捜査にも利用されるのではないかなどの問題点について、きちんと議論すべきである。

改正雇用対策法では、厚生労働省が事業主から取得した情報を法務省に提供することになっており、また、これとは別に、教育機関からは法務省に情報提供することが検討されているが、これらの情報は、本来、外国人雇用の安定や教育目的で取得した情報であり、それを在留管理に転用するということは、法制度の目的の変容を意味するものであり、自己情報コントロール権の観点から問題があると考ええる。

行政機関相互の情報共有や、在留カードをＩＣカードとして発行することは、行政が多くの個人情報を集積し、個人ごとに名寄せすることによって個々の生活状況を監視することが可能となり、また、情報の漏洩の危険性という観点から、問題視している。

新たな在留管理制度では、特別永住者は対象外であるのに対し、特に永住者は対象

となるのであるが、永住者は不法滞在や資格外就労の問題は基本的に生じないのであり、就労状況や就学状況まで届出することを義務づけて日本人と異なる扱いをする必要はないのではないか。多文化共生の観点からも、きちんと検討すべきである。

6 在日外国人関係者

(1) 日本在住タイ人ボランティアグループ(タウン)

多くのタイ人女性たちが、日本人夫からのDVで苦しんでいる。身体的、精神的、経済的暴力をはじめ、ビザを更新させない、外国人登録証やパスポートを隠して逃げられないようにする、日本語を習得させないで助けを求められないようにするなどの行為が多く見られる。ICカードを導入するのであれば、彼女たちのような外国籍のDV被害者の実情を理解し、不利益が生じないよう配慮してほしい。例えば、「日本語習得が十分でなかったり、法律違反をした外国人のビザ更新をしない」方針について、このような状況にあるDV被害者に対してはどのような配慮または支援がなされるのか。また、様々な理由により、ひとり親家庭となった場合、仕事をしながら日本語学習をする機会はどの程度準備されるのか。

今後、ICカード導入となり、様々な機関が、外国人の細かな個人情報を閲覧できるようになるのであれば、外国人は種々の不利益な取扱いを受けるのではないかと。さらに、雇用先や教育機関等の変更届が義務化されるならば、どこからか不用意に情報が漏れ、例えば、DV被害者の外国人の所在が夫に見つかってしまうというような事態が生じることを危惧している。

外国人との共生を考えるならば、外国人の管理だけでなく、弱い立場にいる外国人を保護、支援するという視点も持ってほしい。役所などの公的な相談窓口を外国人が相談しやすい開かれた場所にしてほしい。

(2) 全日本中国留学生学友会(中国人留学生団体)

在留情報把握の制度の一元化や在留カード(仮称)の発行に異存はないが、窓口が入国管理局になることで、申請者等の利便性が低下するのでは困る。

一元化に当たっては、入国管理局の窓口の増設、又は、可能であれば、外国人登録と同様、市区町村の窓口で各種手続きができること、必要以上のプライバシー情報を求めないこと、情報管理の徹底を望む。

教育機関からの在籍状況等の報告の実効性を高めることについては、単に管理のためでなく、手続期間の短縮、提出書類の簡素化等、外国人のメリットになるように活用してほしい。

部屋探しの際の保証人問題、日本語教育、医療援助など、政府として生活面での支援をもっと充実してほしい。

(3) 在日米国商工会議所

現在の外国人登録制度についてのコメントは控えるが、現在の入国管理制度に対しては以下の３項目について要望したい。

家事や子供の保育の仕事をする外国人の査証の取得や在留資格について、もう少し柔軟な対応をすべきである。また、ある企業で働く外国人が、これらの外国人を雇用する際には、組織上の地位だけではなくその企業の規模・ニーズを考慮して、在留資格を判断していただきたい。

再入国許可手続については平成１１年に簡素化されたが、申請者にはあまり周知されていない。また、入国管理局職員もこの点を熟知していないのではと思うことがある。新しい手続きについて、職員にも研修を行い、外国人にも周知できるような体制とすべきである。

「家族滞在（扶養家族）」について、外国人従業員と扶養家族とで在留期限が異なるケースがよくある。家族間で期限が異なると、その都度更新手続を行う必要があり、負担が大きい。このような者については、在留期限について調整が取れるようなオプションを付与したらどうか。必要があれば、在留期限を合わせるために、残りの在留期間を放棄することも考えてもよい。これによって、外国人従業員等の負担が軽減するのみならず、入国管理局の事務作業も簡素化するのではないか。